

「地方都市の交通政策」の

あり方を考える



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

筆者は、このところ「地方都市における交通問題」を対象として、その実証的な調査研究活動を行うとともに、とくに「政策志向」の観点から、有意な知見の導出とその活用を図るべく、同じ問題意識を有する研究者たちと共同して、その個別具体的な点検作業に携わっている。

何故なら、いま、多くの地方都市における地域公共交通を取り巻く環境に着目すれば、自家用車への高依存に加えて、人口の減少化と高齢化による移動制約者の増加や、自治体の逼迫した財政状況、さらにまた、相次ぐ規制緩和などの動きを背景として、とりわけ、地方都市における交通の現況は、極めて厳しい状況となっているからである。

もとより、このような個別具体的問題点をそれぞれ指摘することは重要なことではある。とはいえ、かかる個別具体的問題点を指摘するだけでは、決して十分であるとは言えないことに留意すべきである。なぜなら、そのような数多くの問題点を指摘したとしても、それは、あくまでも「地方都市における交通問題」の現状について、その「診断」を行ったレベルに留まっており、さらに望まれることとして、そのような個別具体的問題点を吟味・検証して集約するとともに、さらに改善すべき「処方」の作成とその内容に沿った着実な実践的活動が、強く求められているからである。

そこで、いま、このような数多くの要因がもたらす問題点を整理して、その集約化を図ろうとすれば、《当該地域社会が必要とする交通サービスが、必ずしも十分に提供されていない》ことに加えて、《「活動機会の保障水準（すなわち、サービス水準）」と「そのための負担」が、適切にリンクされていない状況にある》と、診断されることになるであろう。

ところが、このような多くの地方都市の実態に着目すれば、地域公共交通に関わるそれぞれの『政策主体』について、持続可能な地域公共交通を実現しようとする自信や熱意が総じて不足しており、ときには、他人事のように諦観しているようにも思われるのである。

そこで、このような時代の要請に適合し得る新たな公共交通の事業展開が強く求められており、地域公共交通は、ただ単に地域住民の足を守るだけでなく、地域経営や土地利用を含むまちづくりの視点からの事業展開などにも必要になるものと思われる。

その意味でも、ここでとくに「政策志向」(Policy-oriented)の考え方を重視することが強く望まれることに留意すべきである。

なお、ここで「政策志向の考え方」とは、基本的には、つぎの3つの視点からのアプローチを採択して、その論点整理に努めることである、と規定することができる。すなわち、その第1の視点とは、「過去の経緯に基づく現状把握」を行うことである。また、その第2の視点とは、「予測と目標(ないし目的)との明確な峻別」を試みることである。そして、その第3の視点とは、「目標(ないし目的)と手段との基本的な対応」についての理解を深めるとともに、当該交通政策に関わる各〈主体〉別の実践的な活動の方途を、可能な限り明確に示すことである、といえよう。

以上の3つの視点について、「政策志向の考え方」のなかでは、そのいずれも重要な役割を果たすものであるが、そのなかでも、とくに可及的細心の注意を払うべき事項として、第3の視点が指摘される。なぜなら、「地方都市の交通政策」のなかでは、通常、互いに異なる幾つかの〈政策主体〉が、それぞれ自主的に本来の役割を十分に果たすことに加えて、さらに、それぞれの〈政策主体〉が相互に協力し合い、また、それぞれの「役割分担」を前提とした積極的な連携を図ることが、強く望まれるからである。

なお、ここでの主要な〈政策主体〉として考えられる個別具体的内容を明らかにすると、「地域住民」と「運送事業者」と「自治体」(運輸行政)が指摘される。そこで、このような地域公共交通に関わる主要な3つの政策主体(すなわち、「地域住民」と「運送事業者」と「自治体」(運輸行政))が、それぞれ自主的に本来の役割を果たすためには、どのような創意と工夫が必要であるのかについて自覚して貰うことに加えて、さらなる〈問題意識の共有化〉を着実に図っていく方途について検討することが、強く求められることになるのである。そこでまた、昨今の「交通政策基本法」の策定を前提として、当該地域独自の新たな「地域公共交通計画」に関して、その個別具体的より詳細な吟味検証が、さらなる検討課題となっていることにも十分に留意すべきであろう。

中央会だより 1

中小企業者連携セミナーを開催

本会は2月10日、ホテルパールガーデン(高松市)において連携組織や組合事例、組合制度の情報提供を通じて、中小企業者の連携・組織化の一層の促進を図るため「中小企業者連携セミナー」を開催し、本会会員並びに組織化を検討している小規模事業者や任意グループなど40名の出席がありました。

はじめに「新しい時代の中小企業組合の役割」をテーマに中小企業診断士の清水透氏より組織の必要性やこれからの組合の存在意義、組合活性化策についてご講演いただきました。

続いて香川県家具商工業協同組合・石田剛志理事長より「次世代の家具職人による組合ブランドの開発」をテーマに地元

香川県小豆島で栽培されているオリーブの間伐材を加工した食器等日用雑貨品の組合ブランド“LUCCA LOOCA”(ルッカルッカ)を開発するまでの経緯や今後の展開についてご説明いただきました。

出席者からは経営課題の解決や今後、連携・組織化をする際の参考になったとの感想がありました。



▲中小企業診断士・清水氏



▲香川県家具商工業協同組合・石田理事長

中央会だより 2

第2回外国人技能実習制度適正化事業適正化講習会を開催

2月13日、ホテルパールガーデン(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に講習会を開催し、組合関係者ら95名が出席しました。

全国中小企業団体中央会労働・人材政策本部長の小林信氏より「新たな外国人技能実習制度について」をテーマに技能実習制度の現状や昨年11月に成立した技能実習法の概要(4・5ページ参照)、主務省令等の案、追加になる介護職種について法律施行に向けた説明があり、出席者は生まれ変わる技能実習制度の今後の動向について熱心に耳を傾けていました。



▲会場風景



▲全国中小企業団体中央会・小林氏

平成28年度商工3団体青年部四国トップ会議を開催

2月17日、四国4県の中小企業団体中央会青年部、商工会議所青年部連合会、商工会青年部連合会の商工3団体青年部は、高松国際ホテルにおいて四国トップ会議を開催し、各団体の役員ら50名が参加し、各県の特徴ある取り組みを学び、地域活性化の方策などを探りました。

この会議は、平成25年度から各県持ち回りで開かれ、今回初めて香川県で開催されました。はじめに幹事団体として木村一夫・本会青年部会長が開会挨拶を行った後、ご来賓の浜田恵三・香川県知事よりご挨拶をいただきました。

基調講演では窪保彦・香川県文化芸術局次長より「瀬戸内国際芸術祭2016を終えて」と題し、昨年開催された芸術祭の取り組み状況や地域への効果、経済指標への成果などお話しいただきました。

続いて、竹内良輔・香川県商工会青年部連合会会長、国時史明・琴平町商工会青年部部長より「青年部活動と地域振興～四国こんぴら歌舞伎大芝居・裏方として～」をテーマに地域の良さを次世代に伝承するための事例発表が行われました。

最後に、参加者はグループに分かれ、それぞれの地元、団体での活動を語り合い、今後の青年部における地域振興、地域貢献のあり方について意見交換をし、その後の交流会も含めて和やかな雰囲気のもと県、団体を越えた相互の懇親が深められ、盛会のうちに終了しました。



木村・本会青年部会長より開会挨拶



浜田・香川県知事からのご挨拶



基調講演



事例発表



グループディスカッション

土居・四国ブロック中小企業青年中央会会長より
交流会での乾杯の発声

交流会



4県3団体での記念撮影

お知らせ

厚生労働大臣認定の「くるみん」「プラチナくるみん」マークを受けましょう

■認定制度とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

■認定基準について

認定を受けるためには、行動計画の計画期間が終了し、認定基準を全て満たすことが必要です。

■次世代法の認定を受けた事業主に対する税制優遇措置について

事業主が次世代育成支援対策推進法の認定を受け、「くるみん」もしくは「プラチナくるみん」を取得した場合、その事業主に対する税制優遇（割増償却）制度、いわゆる「くるみん税制」があります。

■プラチナくるみん

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、優良な「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

■お問い合わせ先 香川県中小企業団体中央会・連携支援部（次世代育成支援対策推進センター）TEL：087-851-8311

▲特例認定マーク
（プラチナくるみん）

新たな外国人 技能実習制度について

平成28年11月28日、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が公布されました。そこで、本法律の立法趣旨や概要(新たな制度の仕組み等)を中心に説明します。

1

現行の外国人技能実習制度の概要と問題点について

外国人技能実習制度は、国際貢献を目的に、外国人を日本国内で一定の期間受入れ、職場での技能実習を通じて技能や技術を移転する制度です。

「技能実習」の在留資格を有する外国人は、昨年6月末時点で約21万人近くおり、機械・金属、繊維・衣服関係など様々な職種で実習が行われています。

在留資格は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」の4種類に分かれています。

「1号」▶入国後1年目の技能実習生。

「2号」▶入国後2～3年目の技能実習生。

2号へ移行できる職種は、1号で取得した技能等を修得したことについて公的に評価可能なものに限定されている(平成28年4月1日現在、74職種133作業が対象)。

「イ」▶企業単独型技能実習

「ロ」▶事業協同組合等の非営利の監理団体が技能実習生を受け入れ、傘下の組合員企業等において技能実習を実施する団体
監理型技能実習

なお、本制度においては様々な問題点が指摘されています。

平成27年は、6千人近い失踪者が発生しました。少しでも高い賃金を求めて、国内で不法に残留・就労しているとみられます。

一方で、受け入れる側にとっても、実習生を安価な労働力と考える傾向も否定できず、特に近年、団体監理型技能実習において、監理団体や実習実施機関で労務面を中心に多くの不正行為が発生しています。

2

「外国人の技能実習の適正な実施及び 技能実習生の保護に関する法律」の概要

こうした事態を受け、法務省及び厚生労働省は共同で立法作業を進めてきました。

今般成立した法律では、外国人技能実習における技能等の適正な習得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実習を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を新たに設けるとともに、外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じることが規定されています。加えて、優良な実習先は実習期間を現行の3年から最長5年に延長できる拡充策についても盛り込まれています。

なお、施行日は公布日から1年以内の予定です。

実習法の概要

1. 技能実習制度の適正化

- ①技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。
- ②技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。
- ③実習実施者について、届出制とする。
- ④監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。
- ⑤技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。
- ⑥事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。
- ⑦外国人技能実習機構を認可法人として新設し
 - ②の技能実習計画の認定
 - ②の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査
 - ③の実習実施者の届出の受理
 - ④の監理団体の許可に関する調査等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とすると共に受入れ人数枠も基本人数枠の2倍程度まで増加を認める。

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

なお、介護職については、これまで経済連携協定(EPA)に基づく特例でしか認めてこなかったものを本法の施行と同時に職種追加を行う予定です。政府は今回の改正を経済戦略の一つに据え、現在21万人を越す実習生を更に増やし介護分野を拡大させています。

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長







- 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。
- 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 掛金は税法上**損金(法人)または必要経費(個人事業)**に
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

中小機構 www.smrj.go.jp/kyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室) **経営セーフティ共済** **検索**


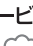


米国新政権政策により外需不安が増大し、全国的な寒波により実需も減退

2017年1月

Industry Information

製 造 業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●人手不足。賃金は、そんなに安くはないと思うが、募集しても、なかなか集まらない。(惣菜) ●1月10日製粉工場出荷分から業務用25kg当たり麺用で130円の値下げとなっている。パン用は95円の値下げとなっている。(製粉製麺) ●出荷高は、前年同月比92.7%であった。(調理食品) ●日本冷凍食品協会によるH27年(1月～12月)の冷凍食品国内生産のデータでは、国内工場数93.9%、企業数99.3%、生産量98.6%、生産金額101%(いずれも対前年比)となっている。生産性の向上と販売価格の上昇が見える結果となっている。(冷凍食品) ●組合員の売上は、平成29年に入りやや持ち直しの感はあるものの長期的には減少傾向が続いていると推測される。消費動向は依然として鈍い状況と見られる。当組合の前年同期比(平成28年4月～平成29年1月)の生揚出荷状況は95.2%と減少傾向が続いている。平成29年1月末の利益状況は、円高による輸入原料価格の低下と人件費の減少(退職従業員の補充なし。)とが主な要因となり黒字経営を維持している。(醤油)
	繊維・同製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●2017年1月の正月は暖冬だったものの、中旬からの寒波により、セール品ではあるが店頭の販売は、ようやく回復して数がさばけた。収益の改善には至っていないが、来冬に向けて生産設備の稼働には希望が持てる。(手袋)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●製材、プレカットは、前年に比べてやや好転している。市場は変わらず。全体に少し上向きの気配が感じられる。(製材) ●部材(特に集成柱)の不足が聞かれるほど地方でも住宅着工戸数が回復傾向にあり、プレカットの稼働もやや上昇している。(木材)
	印 刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●日銀より景気の現状に関しては、「緩やかな回復基調を続けている」との判断を据え置いたようであるが、まだまだ米国経済の動向、英国の欧州連合(EU)の離脱問題など先行きのリスク要因が山積みされており、特に印刷業界は中小企業が多いため、影響が甚大である。年初から景気の見通しを見守っている状況である。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●市況は改善傾向で推移している。今後の課題として現状を維持して、各地区の共販の地盤を強固にすることである。(生コンクリート) ●1月になり少し動きが出てきた。しかし、事業所によって格差があり、産地全体が好転するようには感じられない。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●発注企業各社の最大の関心事は米国の先行きであり、それが私たち受注企業への抑制につながる事を祈るばかりである。賀詞交歓会でも全員一同の引き締まった表情を互いに確認し、荒波を乗り越える決意を固めたところである。(鍍金)
	一般機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●中小零細企業のうち建築用鉄骨加工、組立事業所は、繁忙となり、前年に比べ売上、収益とも増加した。要因は、昨年同期より本年1月にかけて工場の増設、店舗の新築に加え幼稚園、保育園に対する国の助成金制度があって、仕事が集中したからである。2月から3月にかけては仕事量が落ち着いてくる。建築土木は、引き続き高速道路等の工事が進み、昨年並みで推移した。造船業及び造船関連工業は、2016年以降の海運市況の低迷と船腹過剰により、新規の受注は激減した。これまでの受注残を約1年で消化することとなり厳しい経営環境が予想される。この1年で受注確保のために新たな市場の掘り起こし等の取組みを行う。建設用クレーンは、国内のインフラ老朽化対策工事により高所作業車の需要が急増し、引き続き生産量、収益共に順調に推移している。海外需要は、新興国経済の減速や原油資源価格の低迷が続く中、回復までに至っていない。中小の機械、組立工場は、部品素材加工、組立工事が引き続き順調で、生産、売上共に伸ばしている。構造物製品やフェンス類製造等は、公共的な発注が低調で民間の需要にも活況が見えない。前年同期と比べて売上、収益共に減少傾向にある。(一般産業用機械・装置)
輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●製造工程の遅れを取り戻すために短期採用の人員が増加しています。(造船) 	
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のところ、業界全体に動きはないように感じられる。(団扇) ●1月の業況は、先月から小売の販売が低下したままとなっています。四国四県の小売部門の景況は、前年同月と比べて悪化しています。しかし、防衛省の布団関係の仕事が忙しく、前年同月の売上と比べて好転しています。雇用人員も前年同月より増加して景況も好転しています。(綿寝具) 	
非 製 造 業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●年明けは順調な出荷状況であったが、中旬以後の寒波の影響もあり、生育不足の野菜が少しずつ現れて高値を付けている物もあった。(青果物) ●卸売仕入価格に変動はないが、小売価格は全国平均を下回っており、また、地域的には(特に坂出地区)過当競争から厳しい経営を余儀なくされている。今後の廃業予定が、聞いているだけで3件ある。今後とも廃業が相次ぐものと予想される。(石油) ●アベノミクスと言われて久しいが、一部大企業などは別として、圧倒的に多くを占める購買層は収入が増えず、先の見通しも明るさは乏しいことなどから、消費マインドが冷え込んだままというのが現状のようだ。この結果、買い替え時期が来ている製品でも、多少の不調があっても使えるだけ使おうという心理が広まっているかのように思える。(電機)

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-22.9ポイントで前月調査と同様の結果となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-31.2ポイントで前月調査の-25.0ポイントから6.2ポイントの悪化となった。収益DI値は-27.1ポイントで前月調査の-20.8ポイントから6.3ポイントの悪化となった。輸出関連は好調を維持する一方、米国のトランプ新政権の政策が海外市場に影響を与えている。また、寒波の影響で生鮮品の高騰が長引いており、中小企業の先行きは、先進各国の情勢も含め、注視していく必要がある。

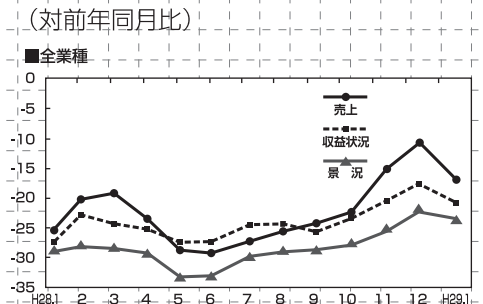
非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●天候にも恵まれ多くのお客様で正月にはぎわいを見せた。今年から地元の百貨店が正月休みを1日多く取ったことで、全体の売上にダメージが出ると考えていたが、百貨店の休日にも多くの人通りがあり、大きな売上減にはならなかった。来年以降は百貨店の休日も定着（もしくは長期化）してくると思われ、景気動向によってはダメージになることも覚悟せざるをえない。昨年末からの株高は消費環境にとってもプラスではあるが、消費者の財布のヒモは、まだまだ固い状態が続いている。今春の賃上げによる所得増と世界経済の安定化による先行き不安の払拭がないと地方の消費は上向いてこないと考えている。(高松市) ●今月は寒い日が多く、イベントもなく、人通りも少ない厳しい状況が続いています。近隣の大手百貨店が3日から初売りをし、この日ばかりは福袋を持った人々を多く見かけました。百貨店では下旬に2週続けて月曜日が休業日となり、商店街の飲食店、サービス業では影響が出たようです。(高松市) ●原料価格値上げ分を売価に転嫁できていない。小売店だけでなく、卸店等も売上が減少している。(坂南市) ●新年の商戦はどれも総じて盛り上がりを欠き、売上げ不振に苦しんでいる様子だった。商店街の真ん中にあった、コミュニティ施設が、建物の老朽化、銀行との契約終了で12月末に閉館し、来街者の減少に拍車をかけている。銀行ATMも1月1日に閉鎖され、店主・近隣住民から不満の声が出ている。(丸亀市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●職人及び現場管理等技術職の人間が不足している。今後、春休み商戦及び新年度に向け依頼等は増加しているが、まだ売り上げ等に直結していない。(ディスプレイ) ●1月は、前年同月より3%増であった。昨年に比較して、新年会は減少したものの、宿泊は微増であった。今年は、やはり、先が見えない状況であり、全く手探り状態での動きである。対前年比がどこまで下がるのか不安な状況である。(旅館) ●都会からの仕事が若干増加しているように思える。一部海外へのアウトソースも見受けられる。(情報) ●この度、厚労省より平成27年度全国理美容室軒数、理美容師数が公表され、全国美容室軒数240,299軒、全国従業美容師数504,698人であった。ちなみに香川県美容室軒数2,422軒(前年マイナス14軒)、美容師数3,911人(前年マイナス45人)と、毎年増え続けていた軒数、人数ともに微減した。要因としては、今まで保健所へ届出ていなかった廃業高齢者が届け出たからと思われる。若者の開業は相変わらず続いている。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省では、生産性向上を目的に来年度以降ICT(情報通信技術)土工を本格的に導入していく予定だが、本年度県内におけるICT土工を活用した工事は数件発注されたが、地方の中小業者が受注する工事では、全く採算が合わない。(総合建設)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方の景気回復の遅れ等により、長期的に運賃収入、輸送人員が減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。1月は閑散期であり、お正月もお客様が少なかった。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要が集中する時間帯に、十分に対応できていない状況にある。(タクシー) ●平成28年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同期比は、1.1%増となり、対前月比では7.4%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は2.9%増となった。(トラック)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品		
	繊維・同製品		
	木材・木製品		
	印刷		
	窯業・土石製品		
	鉄鋼・金属製品		
	一般機器		
	輸送用機器		
	その他		

	売上高	収益状況	業界の景況
非製造業	卸売業		
	小売業		
	商店街		
	サービス業		
	建設業		
	運輸業		
	その他		

全国集計によるDI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧いただけます。
<http://www.chukai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利払い方法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金用途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進捗報告書」もご提出いただけます。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052
高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○ 創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	創業前および創業後1年以内の方
資金用途	各貸付制度に定める資金用途
融資限度額	各貸付制度に定める融資限度額
融資期間(据置期間)	各貸付制度に定める融資期間及び据置期間
利率	「各貸付制度に定める利率-0.2%」。 ただし、次のいずれかに該当する方については、「各貸付制度に定める利率-0.3%」 1 女性または若年者(30歳未満) 2 Uターン等により地方で創業する方

○ 新事業活動促進資金の概要(国民、中小)

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方など ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方を追加
資金用途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
融資期間(据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減 ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方については、「基準利率-0.65%」(中小企業事業のみ2億7,000万円上限(運転資金は2億5,000万円上限))

○ HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金用途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額
融資期間(据置期間)	10年超15年以内(うち3年以内)
利率	ご融資額 2億7千万円以下 0.20~0.45%(※) 2億7千万円超 0.35~0.60%(H29.2.20現在) (※)資金用途により2億7千万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

協会けんぽからのお知らせ

平成29年3月分(4月納付分)から、協会けんぽ香川支部の保険料率が改定されます

現行 10.15%

健康保険料率(香川支部)

平成29年3月分～ 10.24%

現行 1.58%

介護保険料率(全国一律)

平成29年3月分～ 1.65%

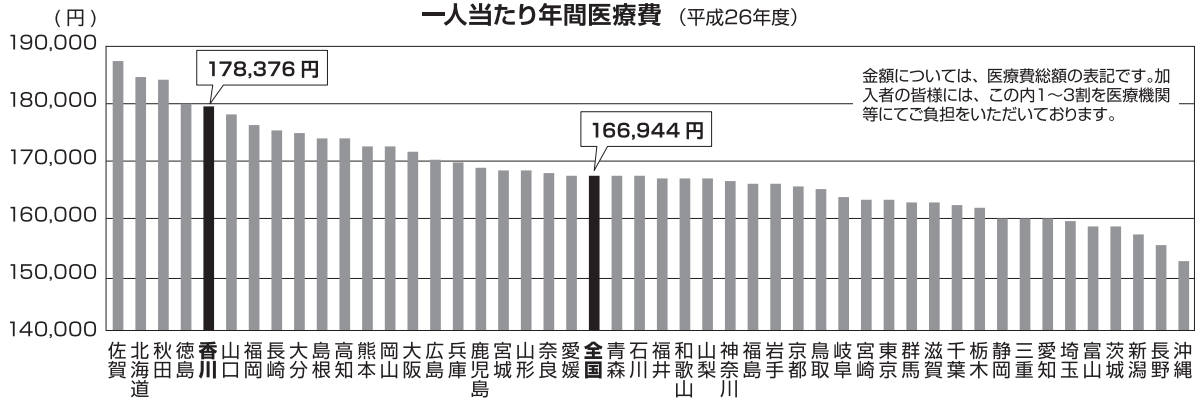
- ▶40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ▶任意継続被保険者の方は、平成29年4月分の保険料から変わります。

なぜ健康保険料率が引き上げられるの?

協会けんぽの都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆様の医療費に基づいて、算出されています。

香川支部は、全国平均と比べて医療費支出の伸びが増大したこと、また医療費の水準が全国的に見て高いといえます。保険料率は、その地域の年齢構成や所得の違いを調整したうえで、決定をしておりますが、その調整を行ったうえでも、引き上げとなりました。

一人当たり年間医療費 (平成26年度)



医療費の上昇を抑制するためにできることは?

医療費の上昇を抑制するためには、まず健診を受診し、生活習慣の改善が必要な場合は、特定保健指導を受けて、病気を未然に予防することが重要です。

また、お薬代の軽減が図られる、ジェネリック医薬品への切り替えも重要になります。

香川支部においても、保険料の上昇を抑制するための取組みを推進してまいります。

引き続き、協会けんぽの事業運営に、ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 香川支部 TEL.087-811-0570(代表)
協会けんぽ

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	琴電殺人事件	西村京太郎	新潮社/896円
2	九十歳。何がめでたい	佐藤愛子	小学館/1,296円
3	蜜蜂と遠雷	恩田陸	幻冬舎/1,944円
4	応仁の乱	呉座勇一	中央公論新社/972円
5	地域でいちばんピカピカなホテル	宝田圭一	あさ出版/1,620円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間

9:00~17:00
（土・日・祝日は除く）

